

大磯らしい潤いづくり事業
協働事業者公募型プロポーザル仕様書

2020年6月

大磯らしい潤いづくり協議会（準備会）

1 総則

本仕様書は、「大磯らしい潤いづくり事業」（以下「本事業」という。）に適用する。

2 事業名

大磯らしい潤いづくり事業

3 事業の目的

大磯らしい潤いづくり事業（以下「協働事業」という。）は、大磯町、公益社団法人大磯町観光協会、大磯町商工会などをはじめ、町内を包括する団体や指定管理者、関連事業者等で構成する大磯らしい潤いづくり協議会（以下「協議会」という。）と観光や産業事業等を生業とする民間事業者（以下「協働事業者」という。）が協働し、大磯町第五次総合計画で掲げる目標の実現を目指し、観光及び産業を通じた情報発信や来訪者への情報提供、通年での誘客や町内事業者への多角的な支援などを促進することで、効果的かつ総合的に来訪地としての魅力を高めていくとともに、地域に賑わいを生み出すことを目的とするものです。

4 実施期間（予定）

公募型プロポーザルにて選定された日以降から 2026 年 3 月 31 日まで（令和 2 年の準備会期間を含む予定）とします。ただし、協働事業期間終了後も民間事業としての継続を見据え協働事業を組成してください。

5 実施主体

協議会を構成する各事業体及び 1 者以上の協働事業者とします。ただし、協働事業に参画する団体等は、事業実施範囲を踏まえて拡大できるものとします。

なお、協議会の事務局は、協働事業者との協定締結前は大磯町に置き、協定締結後は協働事業者が担うものとします。

6 履行箇所

協働事業の展開エリアは、原則、大磯町とする。ただし、広域連携での相乗効果が見込める場合は、協議会と連携し具体的なエリアの検討を行う。

7 役割分担

< 協議会 >

- ・ 協働事業全体の総括、協働事業の提案及び協働事業実施の承認
- ・ 協働事業の実施に係る各種の支援、関係事業者との調整
- ・ 協働事業者が国及び県等へ補助金等を申請する場合の協力
- ・ 協働事業に派生する地域課題等の解決に向けた協力

< 協働事業者 >

- ・ 協議会事務局の運営
- ・ 協働事業の組成及び実施並びに報告、付帯する民間事業の運営

- ・協働事業のプロモーション活動
- ・各種データ、アンケート等の収集・整理と協議会への提供

◆期待する具体的な役割の例

- (1) 枠組みのプロデュース（人）
 - ・新たな協議会のマネジメント、企画のエリアプロデュース及び実践
 - ・各拠点での既存事業や新企画等、客観的な立場からの調整（1～4の連携）
- (2) 周遊・面展開のプロデュース（もの）
 - ・各拠点での個別事業だけでは担いきれない、エリア（海浜・街中・丘陵）としての価値向上及び地域活性化の誘導
（例：買う、食べる、泊まる の視点、商工会等と連携した商品開発など）
- (3) PR 戦略のプロデュース（情報）
 - ・町内の観光資源並びに計画される事業など、情報の一元管理を組織的に実施
 - ・観光取材、サービス提供に関する民間視点での一元対応
- (4) 町内経済循環のプロデュース（金）
 - ・町の経済活性化（地域の関係者との連携）
 - ・事業構成等で町内事業者の組入れや事業補助役等として町内居住者の雇用
 - ・採算性ある事業として成立させることを目標
 - ・資金調達に持続可能性があるかという点を考慮（稼ぐ・儲け）
 - ・小口投資を含め、長期的な事業に投資する投資信託的な手法
 - ・資金調達手法を関連させた町民参加の多様な仕組み等、税金に頼らない資金調達の手法の検討

8 事業実施に係る費用

約 10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）/年度

観光の核づくり推進補助金（神奈川県補助金）も活用（補助率 1/2）

観光の核づくり推進補助金（神奈川県補助金）も活用し、それ以外にも、協議会の活動にかかる経費、協働事業実施に伴う経費は、助成金や協賛金・寄付金のほか、補助金、交付金または負担金等、幅広く充てることも可とします。

9 業務内容

業務の内容については次の点に留意してください。

仕様書等において示す事業の内容等については、協働事業者として提案する必要最低限の要件を示すものであり、選定された協働事業者と協議会が協議のうえ、令和 3 年度までの間に具体的な事業を組成します。

また、複数の協働事業者が選定された場合は、協力して事業を組成してください。

(1) 大磯町第五次総合計画及び大磯らしい潤いづくり計画との関係

令和2年度に策定予定の大磯町第五次総合計画及び大磯らしい潤いづくりビジョンを見据えた協働事業として実施し、事業の実施後には効果検証等を行い、将来的な協働事業の自走化を目指し、随時、事業の改善を行ってください。

(2) 地域の関係者との連携

協働事業の実施に当たっては、事業補助役等として大磯町内の居住者の雇用や、事業組織等の中に大磯町内の事業者を組み入れるなど、大磯町の経済活性化に努めてください。

(3) 事業規模

協働事業の目的が達成できる規模の事業を組成するとともに、選定された他の協働事業者や町内の事業者等が共存し、相乗効果が発揮できるような視点、自走化を見据えた視点での事業の組成を行ってください。

(4) 事業収支及び付帯事業

- ア 他地域との差別化を図るため、本事業ならではの付帯事業の提案も可とします。
- イ 付帯事業を含め、継続的で事業採算性のとれる事業としてください。

(5) 協働事業実施に係る調整

提案後の具体的な事業の組成に当たっては、協定締結後に設置される協議会委員会等において構成員の意見等を交換した中で調整してください。

(6) 資料の貸与

観光マップや町が取組む事業等、事業組成に必要な資料は町より貸与します。

(7) メインターゲット

様々な形の来訪ニーズが考えられますが、神奈川県を訪れる観光客には女性が多いという特性を踏まえ、当面のメインターゲットは女性（20歳～34歳）と設定します。

(8) メインテーマとキーワード

大磯町は、古くは相模の国府が置かれた時代から連綿と時代を紡いできていますが、とりわけ8人もの宰相が住まい、明治の奥座敷と言われるほど、明治の財政界人が競い居を構えた土地柄です。

そこで、『さあ、大磯で君の物語をはじめよう』と『近現代』の2つを柱に、大磯と言えば「○○」と国民の誰もが連想する“もの”を築いていくとともに、キーワードは、新たな観光の核づくりでの取り組みを基礎に「食」と「美」とし、例えば、旅、食、探、巡、健康、美容、のんびり、よくばりなど、大磯町を一つのテーマパークと捉えた視点での『友人と○○』『恋人と○○』『家族と○○』に当てはまるものを主とします。

10 その他特記事項

- (1) 協働事業者は、協働事業に係る収入、支出等の負担割合を含め、事業組成段階から協議会と検討を行ってください。
- (2) 協働事業者は、採算性向上のため協働事業に付帯する他の事業を実施する場合は、事前に協議会の承認を得てください。
- (3) 協働事業者は、協働事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはなりません。ただし、協議会と協議を行い認められたものについては、この限りではありません。
- (4) 協働事業者は、関係法令等の規定を順守してください。
- (5) 協働事業者は、常に善良なる事業者として事業を遂行してください。
- (6) 協働事業者は、個人情報及び情報資産の取扱いに当たっては大磯町個人情報保護条例等を遵守してください。
- (7) 資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、協議会と協議を行ってください。
- (8) その他、疑義が生じた際は、都度、協議会と協議を行ってください。